

04. まとめと今後の方向性

自治体様へ

トレーラーハウスは災害時に迅速な住居提供が可能であり、多くの被災者にとって希望となる住環境を提供してきました。令和6年の能登半島地震では発災約1カ月後の2月4日には22台のトレーラーハウスを設置することができました。これは、平時からトレーラーハウスを活用しストックすることができているからにほかなりません。また、「クルマ」でありながら唯一、日本RV・トレーラーハウス協会のトレーラーハウスが「応急仮設住宅」として採用されたのは、寒冷地でも快適な住環境が認められている証です。

我々の目指すのは、全国で異なる法的解釈ではなく、人々の生活を守るための現実的な選択肢を認めていただくことです。

☑ 「ナンバーがないと認めない」という誤解を改めていただきたい。

☑ 「随時かつ任意に移動できる」の解釈を正しい基準で判断していただきたい。

☑ トレーラーハウスの災害時活用を促進するために、平時の活用も促進させていただきたい。

今後の方向性

- ◆ 国が進めようとしている登録制に対して、早期に対応いたします。
- ◆ 国交省による自治体向けガイドラインの策定を要請いたします。
- ◆ トレーラーハウスの適正な活用を広める活動をしてまいります。

最後に

(一社)日本RV・トレーラーハウス協会は、トレーラーハウスを通じて一日でも早く、一人でも多くの被災者の方々のストレス緩和や生活環境の改善を願い、都道府県単位での防災協定も締結しています。その実現のためには、平時のトレーラーハウスの利活用が円滑に行われ、より一層普及が広がることが重要です。

この想いを自治体の皆様にもぜひ受け止めていただき、災害時の迅速な住居提供を共に実現できるよう、正しい知識のもとでトレーラーハウスの設置可否のご判断をお願い申し上げます。



一般社団法人 日本RV・トレーラーハウス協会
(旧一般社団法人 日本RV輸入協会)

〒100-0004
東京都千代田区大手町1-6-1大手町ビル2-227

☎ 03-6841-4058 ✉ info@jrvia.jp
<https://www.jrvia.jp>



トレーラーハウスの 正しい理解と法的根拠

01. はじめに

本資料の目的

昨今、トレーラーハウスの設置基準に関して「ナンバーがなければトレーラーハウスとして認められない」「随時かつ任意に移動できる、とは今すぐ公道で移動できる状態」という誤解が広がっているようです。正しいトレーラーハウス及び正しい設置基準についてご案内申し上げます。

(一社)日本RV・トレーラーハウス協会は、令和6年能登半島地震及びそれ以前から応急仮設住宅等として災害発生時のトレーラーハウス支援を行い、内閣府防災及び国交省住宅局と連携し微力ながら被災者の住宅再建支援に寄与してまいりました。

また、平成30年5月、国土交通省住宅局建築指導課に伺い車検やナンバーを取得する事ではなく、「随時かつ任意に移動できる様に設置する事が重要」と確認しております。よって「トレーラーハウスのナンバーの有無は問わない」との見解も共有しております。

この資料では、トレーラーハウスの正しい法的解釈と実際の活用事例をまとめました。自治体の皆様に適切な判断をしていただく一助になれば幸いです。

お忙しい中大変恐縮ですがご一読いただきますようお願い申し上げます。



一般社団法人 日本RV・トレーラーハウス協会
(旧一般社団法人 日本RV輸入協会)

02. 誤解の原因と法的根拠

ナンバー登録不要の法的根拠

トレーラーハウスを移動するためにナンバープレート（車検）を取得する必要はありません。
以下の条文などに基づき、仮ナンバーでの通行が正式に認められています。

建設省通達 住指発第170号 (平成9年3月31日)	「トレーラーハウスの建築基準法上の取扱いについて」定めた通達。 「随時かつ任意に移動できるものは、建築基準法第2条第1号の規定する建築物には該当しないものとして取り扱うこと」と明記。
日本建築行政会議編 基準総則2022年	(1) 建築物の定義 車両を利用した工作物 建築物として取り扱うもの3項目と、随時かつ任意に移動できるとは認められないもの、4項目の該当例を明記。
国土交通省通達 国自技第181号 (改正平成24年12月27日)	トレーラ・ハウスとは、の定義やトレーラ・ハウスの基準緩和の認定を申請することができる自動車の定義が明記。

よくある誤解と正しい情報 (Q&A)

Q: ナンバーがないと「建築物」と判断される?

A: 法的には「随時かつ任意に移動可能」な状態であれば建築物には該当しない。

Q: ナンバー登録なしでは移動できない?

A: 仮ナンバーを取得すれば合法的に公道の運行が可能。

Q: 「随時かつ任意に移動できる」とは?

A: 現状の法的根拠は建設省住指発第170号及び、基準総則・集団規定の適用事例2022年度版のみである。

上記の条件をクリアし「移動したいときに移動できる状態を保持すること」が重要であり、牽引車を常時接続したり臨時運行許可を取得し続けることを意味するわけではない。
また、「平時の有効活用による備蓄→有事支援」の迅速化を目指して、令和7年度から内閣府のトレーラーハウス等登録制度が始まります。用途や長期存置に關する具体的な判断は各自治体様の解釈となりますが、単純に用途・期間で判断されることは災害時の迅速な支援を妨げるものと考えます。

トレーラーハウスの設置基準



【設置条件】

トレーラーハウスは、公道への搬出入が随時かつ任意に行える状態で設置されていることが求められます。



【階段などの付帯設備の条件】

階段やポーチなどの付帯設備は、本体に手を加えることなく、独立して取り外しできる構造である必要があります。



【ライフラインの接続方法】

ライフライン（電気・水道・ガスなど）の接続は、工具を使用せずに着脱できる方法で設置されていることが必要です。



【給排水設備の着脱性】

給排水設備についても、スカットルカバー等を使用し、迅速に着脱できる構造とすることが望まれます。

03. 日本RV・トレーラーハウス協会の取組

日本RV・トレーラーハウス協会の歴史

- 1996 日本RV輸入協会設立
- 1998 建設省「トレーラーハウスの建築基準法上の取扱いについて」通達（住指170号）に関与
- 1999 「日本におけるRV産業の将来」セミナー主催（アメリカ大使館商務部共同主催）
- 2000 北海道開発庁委託「移動式臨時災害対策施設の利用導入についての調査・研究」の報告書作成協力
- 2009 協会自主基準「トレーラーハウス登録証」発行開始
- 2011 東日本大震災における被災地自治体への早期復興事業提案・実施
- 2012 国土省自動車局「特殊車両道路通行許可」に関する「基準緩和申請」の通達に関与
- 2016 熊本地震支援：熊本県益城町に「福祉避難所」30台設置。初めて国費による支援を受ける。
- 2018 西日本豪雨支援：倉敷市真備町にトレーラーハウス初の「応急仮設住宅」10台設置
北海道胆振東部地震支援：厚真町11台、安平町7台「被害者敷地内応急仮設住宅」設置
- 2020 「日本RV・トレーラーハウス協会」へ名称変更
- 2021 愛知県岡崎市・豊田市・豊橋市との防災協定締結
長野県庁との防災協定締結
静岡県牧之原市との防災協定締結
群馬県庁との防災協定締結
- 2024 石川県庁との防災協定締結
能登半島地震支援：能登1市3町「応急仮設住宅及び被災者支援のための休憩所・宿泊施設等」52台設置
鳥取県庁との防災協定締結
内閣府の進める登録制度(スペック基準等)の作成に協力

トレーラーハウスの活用事例

能登半島地震での復興支援



東日本台風(19号)長野県での復興支援



北海道胆振東部地震での復興支援



東日本大震災での復興支援



新潟中越沖地震での復興支援

